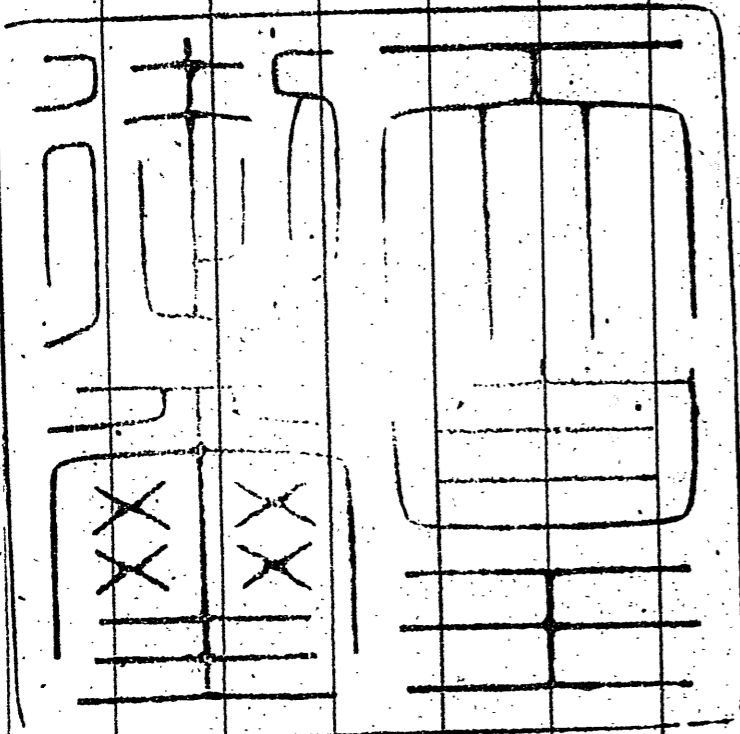


勅令第三百八十二號

朕は昭和三年勅令第三百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴ひ
發する命令に關する件に基く物價統制令の一部を改
正する勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

裕仁



司

月

昭和二十一年八月十日

内閣總理大臣 吉田 茂

司法大臣 木村 篤太郎

大藏大臣 石橋 湛山

勅令第三〇八十二號

物價統制令の一部を次のやうに改正する。

第三條第一項中「命令」を「閣令」に、「主務大臣」を「物價廳長官」に、同條第二項中「主務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第四條及び第五條中「命令」を「閣令」に、「主務大臣」を「物價廳長官」に改める。

第七條第二項中「主務大臣」を「物價廳長官」に、同條第三項中「命令」を「閣令」に改める。

第十五條乃至第十七條中「主務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第十八條乃至第二十條中「主務大臣」を「内閣總理大臣」に、「命

令」を「閣令」に改める。

第二十一條中「主務大臣」を「内閣總理大臣」に改める。

第二十二條中「法人税法ニ依ル所得、」の下に「特別法人税法ニ依ル剩餘金、」を加へる。

第二十四條第一項を次のやうに改める。

物價ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲物價安定委員會ヲ設ク

第三十條中「命令」を「閣令」に改める。

第三十一條 内閣總理大臣ハ其ノ定ムル所ニ依リ本令ニ規定スル内閣總理大臣又ハ物價廳長官ノ、職權ノ一部ヲ物價廳地方物價事務局ノ長又ハ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監ヲ含ム）ヲシテ

行ハシムルコトヲ得

第三十二條 削除

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

物價統制令第七條に規定する他の法令に基き價格等についてなす決定、命令、許可、認可その他の處分は、その法令の規定にかかはらず、物價統制令の施行されてゐる間は、物價廳長官がこれをなすものとする。但し、閣令で特別の定をなした場合にはその定に従ふものとする。

内閣總理大臣は、その定めるところにより、前項の規定による物價廳長官の職權の一部を、地方長官（東京都に在つては警視總監を

含む）その他地方官衙の長の行はせることができる。

昭和十九年勅令第二百六十八號の一部を次のやうに改正する。

第二條第八十八號中「價格等統制令第七條」を「物價統制令第四條」に、「指定價格」を「統制額」に改める。

理 由

物價廳の設立に伴つて物價統制令の一部を改正する必要があるからである。

内 閣